

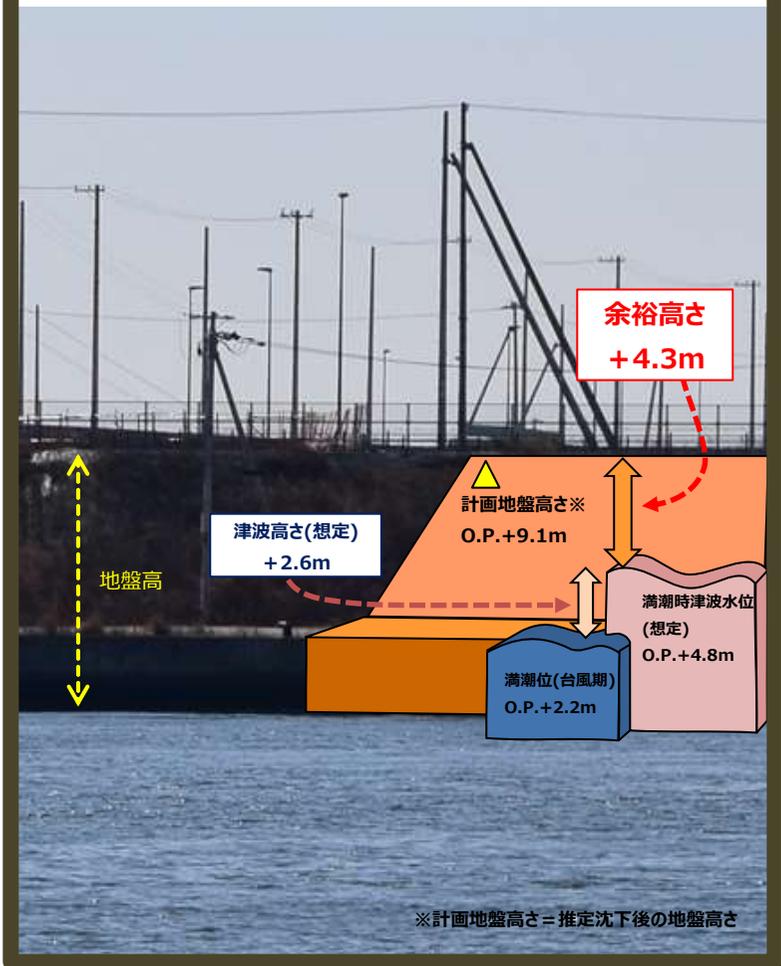
臨海部の防災対策 ～アクセスルートの耐震化/津波の侵入を許さない地盤高(夢洲)～

アクセスルートの耐震化



地盤高(夢洲)

大阪ベイエリアでは、
想定津波高さ以上の**地盤高さを確保**しています



※計画地盤高さ=推定沈下後の地盤高さ

臨海部の防災対策 ～液状化に対する安全性～

液状化とは

一定のバランスを保っている地下水で飽和した状態にある砂層が、強い地震によって揺られると、砂と砂のすき間にある水を押し出そうとする動きをします。

そして、ついには砂の粒子のかみ合わせがはずれてしまい、砂の粒子は水の中に浮いた状態となります。その際、押し出された水が砂とともに地表にあふれ出します。

このように地盤があたかも液体のような現象を「液状化」といい、建物の倒壊や地盤沈下の原因となります。

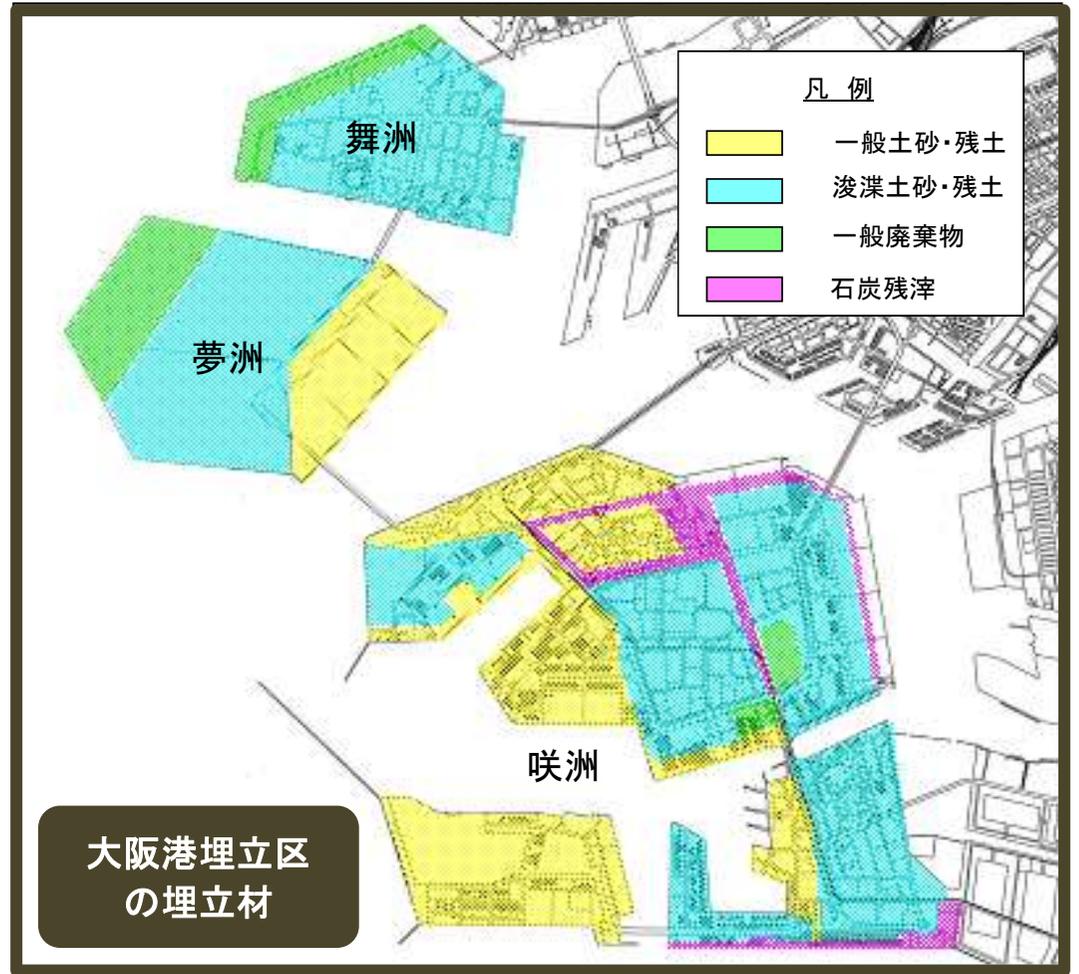
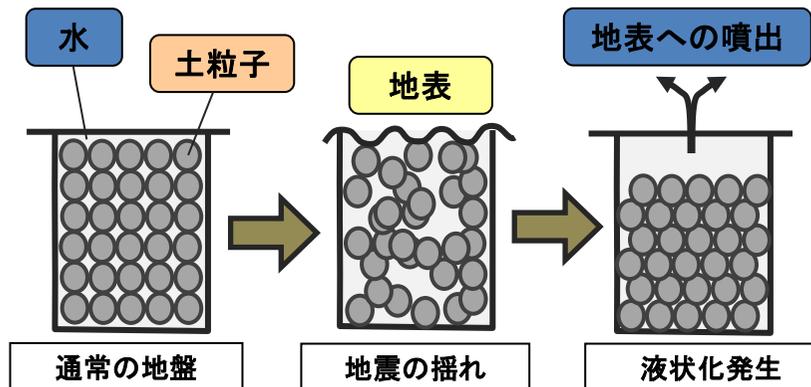
液状化の要因

ゆるい砂地盤
高い地下水位
強い地震の揺

3つの要因が重なったとき、地盤の強度が急激に下がり、液状化が発生する。

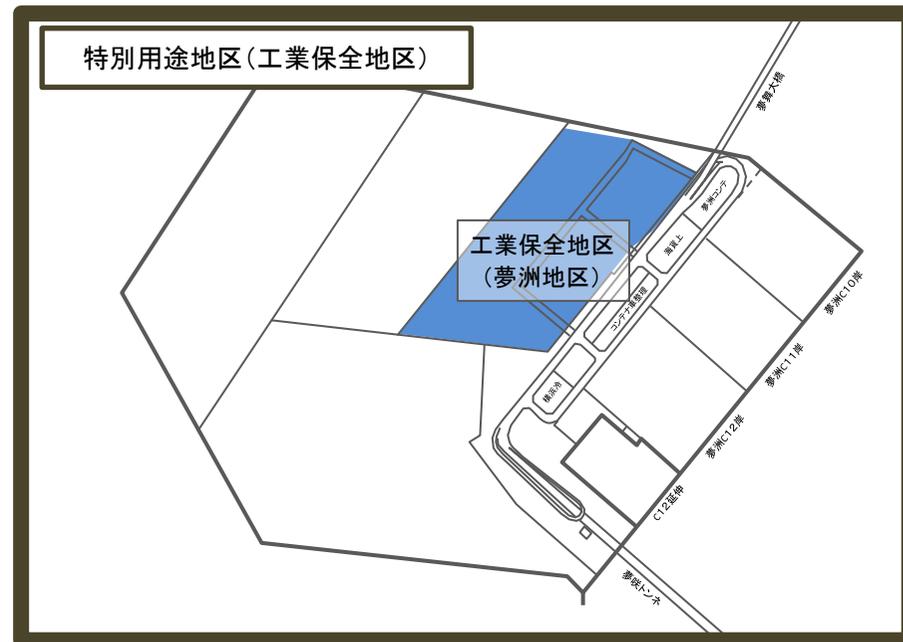
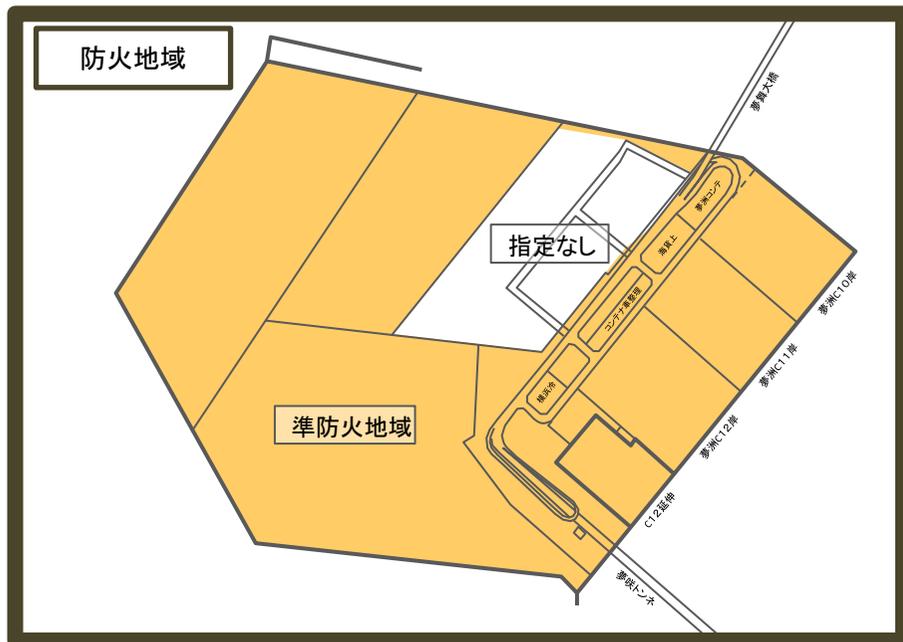
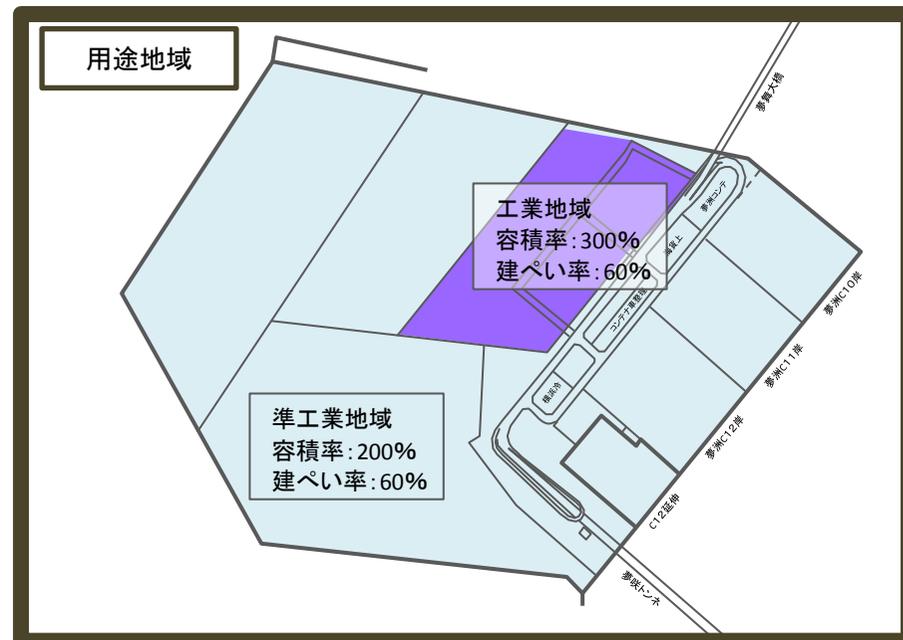
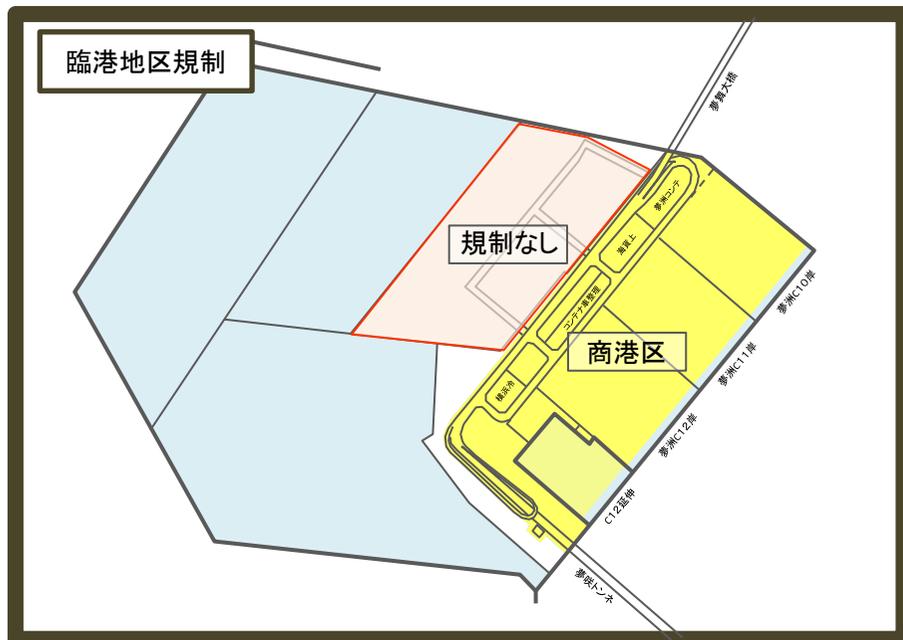
粘性土地盤では発生しにくい

液状化イメージ図



大阪港の咲洲、舞洲、夢洲などの埋立地は、砂地盤ではなく、主に粘土質の浚渫土や市内の建設残土によって造成しているため、大部分が**液状化しにくい地盤**となっています。

都市計画(用途地域、特別用途地域)及び臨港地区規制



関西イノベーション国際戦略総合特区 ～府市連携による税制優遇～

『地方税ゼロ』

条例制定の趣旨

大阪市税(法人市民税、固定資産税、事業所税、都市計画税)の特例を定めるとともに、特例の適用に必要な事業計画の認定等に関する事項を定めることにより、国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化を通じて本市内の経済の活性化を図る。

大阪市特区税制の概要

【対象区域】(条例第2条)

「関西イノベーション国際戦略総合特区」のうち大阪市内の区域(大阪駅周辺地区、夢洲・咲洲地区、阪神港地区の一部)

【対象税目】(条例第12,13,16,19,22条)

固定資産税、都市計画税、法人市民税、事業所税

【軽減期間・割合】(条例第6,12,13,16,19,22条)

期間:10年間

割合:特区に新たに進出する場合 →5年間ゼロ+5年間1/2

※市外からの移転の場合は100%軽減、市内移転の場合は増加分について軽減。

※固定資産税・都市計画税は、新たに取得した固定資産が対象

【対象事業】(条例第2条)

ライフサイエンスや新エネルギー等の事業

【認定方法・期間】(条例第3条)

認定方法:事業者作成の事業計画について審査会の意見を聞いた上で市長が認定

申請期間:平成24年12月1日～平成30年3月31日の間〔=特区の計画期間〕

大阪府は法人事業税、法人府民税、不動産取得税について市と同様の軽減を行うための条例を平成24年12月1日施行

法人市民税:市内従業員増加分相当のみ軽減
事業所税(従業者割):市内従業者数増加分相当のみ軽減
事業所税(資産割):市内事業所床面積増加分相当のみ軽減

想定される事業

【新エネルギー関係】

太陽光、風力等の新エネルギー、
スマートコミュニティ、
リチウムイオン、太陽電池、燃料電池

【ライフサイエンス関係】

医薬品、医療機器、再生医療、
医療・介護関係ロボット、
医療関連情報システム、
治験・臨床研究、医療施設・設備

【その他】

国際貨物(船舶・航空)、MICE

「事業計画」の認定・税軽減措置の適用について(概要)

≪「事業計画」の認定≫(条例第3条)

- ① 税軽減措置の適用を希望する企業が「事業計画」を作成
- ② 市担当課が条例等の認定基準との整合性等を確認、審査会において審査
⇒ 審査会は新エネ・ライフ関連や経営の専門家等で構成予定。
⇒ 審査会は、大阪府と連携して確認・審査を行う予定。
- ③ 審査会の意見を踏まえて、市長が認定

≪税軽減措置の適用≫(条例第6条)

- ① 事業計画認定企業が、毎年度実績報告書を提出
- ② 市担当課が事業実施の状況、要件の該当の有無等を確認し、市長が認定

【市税の軽減を受けるための共通要件】(条例第5,6条) *全ての要件を満たす必要あり

- ◇ 事業計画に適合した特区関連事業を実施していること
- ◇ 関西特区の地域協議会(総合特別区域法第19条)に参画していること
- ◇ 事業計画認定後、3年以内に事業を開始すること

【法人市民税・事業所税(従業者割)の軽減適用要件】(条例第6条)

- ◇ [雇用要件] 市内で一定数雇用者を増加させていること
⇒ 企業の規模等に応じて、0~20人以上の常用雇用の増加義務化

【固定資産税・都市計画税の適用要件】(条例第6条)

- ◇ 新たに取得された固定資産で、自己の事業の用に供していること。